平成２７年度　第５回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨

* 日　　時　　平成２７年１１月２６日（木）　午後６時３０分～午後８時
* 場　　所　　函館市役所　８階　第１会議室
* 出席委員（１１名）

貝森委員，河村委員，川村委員，小島委員，佐藤委員，島委員，相馬委員，植松委員，谷川委員，廣畑委員，本間委員，

○　事務局職員

　　保健福祉部　障がい保健福祉課鍋島課長,天羽参事，稲村主査，福島主査，井戸主査，田辺主査

○　会議内容

１　開会（午後６時３０分）

２　協議事項

(1) 第２次函館市障がい者基本計画素案のたたき台ついて

　（佐藤会長）

　　　それでは，会議次第に従い，進めたい。

　　　協議事項（１）の第2次函館市障がい者基本計画（案）のⅠ総論の1ページから16ページまでについて事務局から説明して願いたい。

　（稲村主査）

　　　第2次函館市障がい者基本計画（案）のⅠ総論の1ページから16ページまで説明

　（佐藤会長）

　　　ここまでで，ご質問やご意見はないか。なければ，次に進めていきたい。

　　　では，Ⅱ分野別施策の第１地域生活の支援体制の充実の17ページから26ページまで

について事務局から説明をお願いたい。

　（稲村主査）

　　　Ⅱ分野別施策の第１地域生活の支援体制の充実の17ページから26ページまで説明。

　（佐藤会長）

　　　計画の一番目ということでご説明を頂いた。新たに設けた項目もあるが，今までの委員会の議論された意見も配慮して取り入れて頂いたととらえているが，改めて委員の皆様のご意見などを頂ければと思うがいかがか。

　（廣畑委員）

　　　確認をさせて頂きたいことが何点かある。私もちょっとこだわってしまっているのかなとも思うが，２番目の保健医療の「障がいの原因となる疾病等の」というところで，先ほど前回の意見に対して，市のほうで考えたことをご説明頂いたかなと思うが，ちょっと誤解があると思うので，こちら側の説明を今一度させて頂きたいのと，あと一点はここでいう「疾病等」という「等」の意味を確認しておかないといけないのかなと思ったので確認させて頂きたい。

　　　私もこの表現を変えた方がいいのではないかというところでは，障害者権利条約レベルで，障がいの捉え方が社会モデルいう社会に焦点をあてて捉えていこうという方向で進んでおり，その観点からすると障がいの原因とは疾病等というよりも外側の社会のありようの問題として捉えられている。そういった認識の転換が図られている一方で，日本の現行の障害者基本法は，まだ個人モデルないしは医学的モデルといわれるような，個人に焦点を当ててそこを問題にするような捉え方が定義されていて，それはそれで仕方のない部分ではあるが，一般の市民にも理解してわかりやすい表現がいいと言われていたが，この表記の仕方だとどうしても，疾病がそのまま障がいの原因として捉えられる部分もあると思う。この「原因」という表現を例えば「要因」と変えていかないと，後ろの障がい理解というところに繋がっていかないいうことで，ここは慎重に表現をしたほうがいいし，変えたほうがいいのではないかと言うこと。例えば疾病等の意味を聞かないと分からないが，身体や精神の部分に目を向けるときに疾病以外に交通事故であるとか，あるいは病気そのものの背景に公害の問題があるとかというように疾病がということにはならないと思う。そこまで「等」に含まれていればいいのだが，でもむしろ「等」となっていれば，そこは読み取れないので，ここは慎重に表現して頂きたいなという想いでお話しした。

　（稲村主査）

　　　「疾病等」の中には，もちろん病気の事もあるが，今，廣畑委員がおっしゃったように，怪我や事故とか色々な要因があるという意味で捉えている。社会モデルでというのは，もちろんその通りだと思っている。支援だとか社会参加だとか理解だとかということは確かにそうだと思う。個人の問題だけではなく，社会全体がどうとらえているのか，障がいを理解していかなければならないとか，その方の家庭や色々な要因があったりだとか，社会の方に問題があったりとか，色々あるということだが，ここでは保健医療という分野で，まずは病気や怪我などの部分を予防していこうということに着目したということでこういう表現にしたというつもりでいる。

（廣畑委員）

　　　もちろん保健医療という領域なので，個人のところにスポットが当たるのは十分理解できるが，この文面をみると，何度も言わせて頂いているが，障がいの原因となる疾病という風に書いてあって，結局，疾病が障がいの原因であるという風な解釈がされかねないということ。それだけで捉えられかねない。様々なその他色々な要因があって，障がいが発生している訳で，この表現だと，わかりやすいというより刷り込んじゃうということの危険性を私は懸念しているということなので，少なくとも「原因」というより「要因」あたりの表現にしないとまずいのではないかなというのが私の意見。後ろの障がい理解ということを適切にしてもらうためには，そういう表現がいいかなということ。

（佐藤会長）

　　　障がいを持つということの原因というか要因というか，そういったものについては病気であるとか，先ほどの説明の身体障がいの部分で，内部障がいの人が非常に増えてるという報告があったが，圧倒的に多くなっているのは，人工透析の人達かと思う。

そういった人たちについては，いろいろな病気から人工透析になってきているということでいうと，疾病等についてということで捉えられているが，それ以外にも色々あるだろうと，そういったことについて，ここで保健医療の項目ではあるけれども，あまりにも疾病ばかりに特化してしまうとちょっとやっぱり障がいの原因というのは病気だけなのかと言われかねないということもあるので，一つの要因ということで表現するのが一番いいのかもしれないと思う。

　　　じゃあ，その他に障がいの原因についての記載があるのかと言われれば，最後まで読み終えないとわからないが，原因となるものはたくさんあり，交通事故，労災，それに自殺未遂からくる重度の障がいという方もいるわけだから，そういったことも含めてをこの中で書き出していくと「要因」というとらえ方の方がいいかもしれないと思う。検討して頂ければ。

　　　ちょっと問題提起をしたいと思うが，１７ページの実態調査のことについて触れているところがあるが，「在宅で暮らしている障がいのある人のうち，半数以上の方が親や配偶者と同居しており，約８割の方が，日常生活において，親や配偶者の介護を受けています。」というところや，１９ページの上の方では「家族などへの支援として，介護負担の軽減や緊急時の受け入れ体制の充実」というのがあるが，今すごく問題になってきてるのが，介護者というか，保護者が高齢化してきているという問題で，よく介護保険などでは老老介護という言い方になっているが，実際，障がいのある人の介護者が高齢になってきているということが実際に起こっていて，こういったことについて残された障がいのある人たちが，その地域で生活していくのには一体どうしたらいいのかということが大きな課題になってくる気がする。そういったことがこの計画書の中で少しずつ出ているが，私は，一つの考え方として話をすることに留めたいと思っているが，こういったことに対して，これからの様々な計画の中でこういう場合にはどうしたらいいのかということを明らかにできるものが出てくればいいかなと思っていた。改めてこの文章をみて，保護者の高齢となった時に，函館市としてどうこの問題に対処するのかということを考えてみたいなと思った。

（島委員）

　　　廣畑委員の話は，とっても大事なポイントなので話を戻すが，障がいとなっている部分を社会的な障壁を被るに置き換えると適切になるだろうと思う。おさらいすると，社会的障壁を被る原因となる疾病等の予防とするのが，おそらく廣畑委員がおっしゃっている内容だと思うし，私もそのように思う。国際的な障がい分類もしかり，権利条約もしかりで，そういう風に方向転換がなされているということを踏まえるならば，１０年間使っていく計画でもあるので，市民への啓発という意味でも，ここを少し重要視して取り組む必要があるなと改めて思った。

（佐藤会長）

　　　事務局は，あとで検討するということでよいか。この文言を変えるといくつか変えなければならないところも出てくるかとも思うが，総体的にどうするのかということになる。

（稲村主査）

　　　これは，たたき台なので，もちろん内部では協議した結果ではあるが，今日のご意見や，これからまだまだいろいろな考えなどを盛り込み，しっかりとした案にしていかなければならないので，他の部分もすべて含めて検討したいと思う。

（佐藤会長）

　　　それでは，第２の自立と社会参加の促進の２７ページから３６ページまで説明をお願いしたい。

（稲村主査）

　　　第２の自立と社会参加の促進の２７ページから３６ページまでを説明

（佐藤会長）

　　　ご意見，ご質問を出して頂ければと思うが。

（島委員）

　　　前回の委員会でも発言したが，教育のことだが，どのような反映がされているのかちょっと再度ご説明頂きたいと思う。

　　　つまり，学校教育の場所の話で，やっぱり計画書の全体を見ると，地域で住み慣れた場所で生活をするということで一貫性があると思う。そしてもう一つテーマとしては，選べる，選択権というのも重要な要素になっていると思うが，学校教育に関しては，障がいのある子ども達は，やはり特別支援の学校とこの内容をみていると，選択の余地は盛り込まれていないなと思ったから，その点についてもう一度ご説明をお願いしたい。

二つ目は，就労の工賃向上のところで，前回の委員会でも発言があったと思うが，これはより踏み込んで，工賃アップをより積極的に行っていくという姿勢がもう少し欲しいなと感じた。それを具体的な数値として，今，北海道の方で調べられている平均工賃が出されているが，工賃の向上というものを数字にあげなから，数値目標を設定して工賃を上げていくといったような，一歩も二歩も踏み込んだ計画にして頂きたいなという，これはお願い。

三つ目は，社会参加というところで，スポーツと文化の中のスポーツの方で，この計画の期間は１０年，半期の５年後にはちょうど東京オリンピック，パラリンピックの年であり，アリーナも新しくできたということもあるので，今，障がい者のスポーツはレクリエーションスポーツだけではなく，競技スポーツということで，厚生労働省ではなく文部科学省へ所管が移行されているということもあるので，レクリエーション的な意味合いのスポーツと競技性を高めていくスポーツという二つの側面を持った推進を打ち出していって欲しいと思った。

　　　せっかく東京オリンピックやパラリンピックが２０２０年，５年後に行われるのだから，函館の何かしらの関わりとして合宿を誘致するとか，会場として誘致するとかそういうようなことを踏まえ，もっと枝葉の部分にはなってくるとは思うが，踏み込んで２０２０年ということを目標地点に置いた障がい者スポーツの推進ということを打ち出していく必要があるかなと思い，ご提案をさせて頂いた。

（佐藤会長）

　　　事務局でお話しする前に，谷川副会長に教育の問題についてお話しをして頂きたいと思う。

（谷川副会長）

　　　公立の小中学校ということで，私が現在関わっているのはそこの領域なものなので，ここを中心にしてお話しさせて頂くと，現在子ども達，保護者の意向としても自分の住んでいる地域の学校へ通わせたいという声がものすごくある。

　　　そういう中で小学校，中学校の特別支援学級ということで，小さい特別支援学級がたくさん増えている。私が障がい児教育に関わりだした頃は，拠点校方式といい，いくつかの学校に特別支援学級を置いて，その学級に児童もたくさん通ってきて，それによってスタッフもたくさんいるという形だったが，今はどちらかというと，大きいというか特別支援学級にたくさんの在籍児童がいるところもあるが，どちらかというと今増えているのは，２人とか３人とか，場合によっては１人とかでも，保護者の意向もあり，学校でもそうことできるということで，そういう形の中でも開設していくというもの。

ただ学級が一つできあがると，教職員が配置されるのでそこに対しての予算が非常に増えるから，すべてその通りにはいかないが，地域に，自分が住んでいるところに特別支援学級を作ってそして一緒に通っていく。周りの子ども達とも関わりながら，同じ地域に住んでる人たちとも関わりながらというのは，増えてきているのは間違いない。

選択権ということでいくと，函館市の就学指導委員会，指導部会の中で考えていくと，例えば就学指導部会の中で，大学の先生であるとか，医療，施設，学校，教育関係者，そういった中でいろいろ相談していって，この子は将来自立していく，あるいはその子の特性を伸ばしていくうえでどこが一番ふさわしいかと判断する。その中で通常の学級でその子の状況を見ていきながら，通常級でいくとか，あるいは特別支援学級の知的とか，自閉症・情緒クラス，場合によっては特別支援学校の肢体不自由であるとか，知的など色々あるが，そういう中で行くと就学指導部会で判断するが，そのあと児童の状況を見ながら保護者の方と話をして，最終的には保護者の判断となる。

それとあわせて，たくさん支援学級があるので，その子がどこの学級が一番いいのかということになると，その子の判断ということをとても大事にしている。そういうことでは，たくさんの特別支援学級を見学に行って，うちの子についてはここにぜひという形には動いてきている。

ただ，全てにと言われるとそうではないところももちろんあり，そういった部分では，これから選択権ということも含めながら地域の学校にということはベースの部分であると思うのでとっても大事だと思うし，今はそういうことも少しずつではあるけれども進めてきているところもあり，まだまだ足りないところもあるが，そういう現状だと思う。

（佐藤会長）

　　　選択権を優先するとなかなか全てにというわけにはいかないというそういうお話しもあったので，不満を持っている保護者もいると思うが，今の教育現場については，障がいがあるということではなく，その子の特性に合わせた様々な支援や教育をしようという姿勢があるということは私も聞いていたので，その辺のところも含めて，この三点についてのご意見に対して事務局のお答えを頂ければと思う。

（稲村主査）

　　　今，教育現場では就学指導の相談もあり，先ほど谷川委員のお話にもあったように，いろいろな検討がなされた上で，最終的には保護者の判断ということになる。

　　　ただ，それもかなりの時間をかけて，何度も面談を行ったりして，いろいろな方策を検討していると聞いている。現場としては，障がいの有無というよりも，教育上その児童がどのような特別な配慮が必要なのかという視点に立って教育を行っていて，基本的には障がいのあるなしではないということだった。

という意味でその特性を踏まえた上で教育を行っていると，さらには校内の支援体制の確立を進めたり，子どもの特性に応じた適切な支援を行うということだとか，先ほども申し上げたが，専門性の向上ということで必ず参加しなければならないといったような研修を企画したり，かなり充実を図ってきている。その中で，特別支援教育支援員は，毎年増えて，今は７４名いるとのことで，個別な支援ができるような体制をなんとか整えようといろいろ取り組んでいる状況で，全てではないかもしれないが，ひとつひとつ前へ進んでいるという状況であるという印象を受けたので，このような策定の文章にした。

就労の工賃向上に数値目標を設定するなど，積極的に取組むべきではないかということだが，基本計画は，具体的な施策を念頭においたうえでの計画ではあるが，基本的な理念の策定なので，工賃向上への施策は進めていかなければならないと思うが，工賃を何倍にするなどの記載は考えていない。

３番目のスポーツは，レクリエーション的なスポーツだけではなく，競技性のあるスポーツも進めていきたいというで，障がいのある人の全道や全国体会のスポーツ大会に補助金を助成しているなどの取組みを実施しているが，この件についてはスポーツ振興課とも相談したい。

（佐藤会長）

就労の話については，植松委員や河村委員も発言したいと思うが，またあらためてということで。

　　　工賃の倍増計画のひとつの手法として，授産製品の販路拡大ということがあるが，障害者優先調達推進法ができて何年たったか。ようやく函館市でも市の入札制度以外のところで，調達するとのことだが，障がい者の施設のなかで，市のいろいろな事業にマッチし必要とする授産製品などが購入されるかということは，なかなかむずかしい状況であると思うが，とりあえず，一つの進歩だと思うが，島委員いかがか？

（島委員）

教育の早期に療育のところで，障がいを早期に発見してとあるが，先ほどの社会モデルの話になるが，これは偏見の根底にある部分だと思うので，いろいろな配慮を必要とするということを早期にと言うことで，障がいを見つけ出すと言うことは，気になったので，その文章の２７ページで，同じような観点から，教育にもかかわることなので検討してほしい

（佐藤会長）

それでは，続いて分野別施策の第３バリアフリー社会の実現の３７ページから４６ページまでを説明願いたい。

（稲村主査）

第３バリアフリー社会の実現の３７ページから４６ページまでを説明

（佐藤会長）

　　　ご意見，ご質問等ないか。

（河村委員）

　　　昨日の夕刊や函館新聞に掲載されていたが，自立支援協議会というものが２市１町にあり，私は自立支援協議会の委員としてこの計画策定委員会に出席している。しかし，この地域で自立支援協議会はどのような位置づけになっているのか，この計画のなかに出てきていない。できれば，自立支援協議会は，この地域の中でなかなか認知されていない部分も大きいが，果たすべき役割は非常に大きいということを考えあわせると，この計画に自立支援協議会をどのように位置づけるのか，踏み込んでいけるのかを考え合わせた中で，取り入れて計画を作ってほしい。

（佐藤会長）

　　当事者と懇談会があったと新聞に載っていた。自立支援協議会は，いろいろな委員会で話題に出たり，会の報告をしてほしいということもあったが，重要な機関であると思うのでどんな取組みをしているのか，なかなか見えていないということもあった。

（稲村主査）

自立支援協議会は，個別の事業として組み込んでいるので，何らかの形で反映させたいと考えていきたい。

（佐藤会長）

３番目の計画の推進の中で，北海道の制度，施策にかかわる事も多いので協議しながら進めたいとのことだが，道の障害者条例などいろいろかかわってくると思うので，きちんと函館市だけの問題ではないことについては，いろいろ意見を交換しながら進めてほしい。

　（廣畑委員）

　　　確認だが，後半の主要施策等の中で，「～します」と「～努力します」という表現があるが，その使い分けはどのようなものか教えてほしい。

４７ページ第２の２「福祉施策の概念にとらわれることなく」という意味を教えてほしい。

意見の方は，３９ページの「ウ理解の推進」の「（ア）ノーマライゼーション理念の啓発活動の促進」の最初の段落で，障がいの有無にかかわらず，お互いの人格と個性を尊重し合いながら，共生する社会の実現を目指すという考え方は，ノーマライゼーションなので，それを目指し，「障がいについての正しい知識と理解を深めるために」の目的がここに入るのはおかしいので，削除してよいのではないか。

３段落目のアクセシビリティの考え方として「多様な広報媒体を通じ，だれもが手軽に情報を入手することができるように配慮した情報提供に努めます。」は，この項目にはそぐわないので，４６ページの「ア情報バリアフリーの推進」の中の「（ア）」の後に「（イ）」として項目立てしなければならない性質の内容ではないかと思うので,検討してほしい。

（佐藤会長）

　　時間がないので,この件については事務局，次回にということでよいか。

ノーマライゼーションの理念の問題と情報の問題は，項目としては分離した方がよいと私も感じた。

他にないか。なければ，前回の会議の中で，３月に開催という話であったが，民生常任委員会などで協議をし，市民からいろいろな意見を聞くと言うこともあるが，その前に一定程度の案をまとめたものを１月末に示し，改めてご意見を伺いながら最終的なものを作ろうという事で，もう一度集まっていただき，今の出された課題などの説明をしてもらうことになると思う。

１０か年計画の話を聞くと保健福祉部だけの問題ではなく，教育委員会，総務，保健所など各部局，多岐にわたっており，函館市全体の中で障がい者福祉について検討していくという姿勢があるのだと感じたし，大変なことであると思うが，良いものを作りあげていきたいと思う。